

○厚生労働省令第百四十一号

死体解剖保存法施行令（昭和二十八年政令第三百八十一号）第七条の規定に基づき、死体解剖保存法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十二月十一日

厚生労働大臣 根本 匠

死体解剖保存法施行規則の一部を改正する省令

死体解剖保存法施行規則（昭和二十四年厚生省令第三十七号）の一部を次の表のように改正する。

改正後

第四号書式

死体解剖資格認定申請書

住所

氏名
年月日生

- 一 医師又は歯科医師であるときは、その免許を受けた年月日及び医籍又は歯科医籍登録番号
 - 二 主として行おうとする解剖の種類（系統、病理、法医の別）
 - 三 主として解剖を行おうとする場所
 - 四 罰金以上の刑に処せられたことの有無（あるときはその罪及び刑）
- 右により資格を認定されたい。
- 年月日

収入
印紙

氏名
名印

厚生労働大臣 殿

（注意）氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。

第五号書式

解剖経験証明書

氏名
年月日生

- 一 死体解剖業務に従事した学校若しくは病院又はその他の施設

改正前

第四号書式

死体解剖資格認定申請書

住所

氏名
年月日生

- 一 医師又は歯科医師であるときは、その免許を受けた年月日及び医籍又は歯科医籍登録番号
 - 二 主として行おうとする解剖の種類（病理、系統、法医の別）
 - 三 主として解剖を行おうとする場所
 - 四 罰金以上の刑に処せられたことの有無（あるときはその罪及び刑）
- 右により資格を認定されたい。
- 年月日

収入
印紙

氏名
名印

厚生労働大臣 殿

（注意）氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。

第五号書式

解剖経験証明書

氏名
年月日生

- 一 人体解剖に関連ある研究業務に従事した学校若しくは病院又

の名称

- 二 右の施設において解剖業務に従事した年数
- 三 右期間中に解剖業務に従事した死体件数(削る)

右の通り相違ないことを証明する。

年月日

〇〇大学(病院) 〇〇教室(研究室) 主任 氏 名 ㊦

右証明する。

〇〇大学(病院) 長 氏 名 ㊦

第五号の二書式

履歴書

(ふりがな)

氏 名

現住所

年月日生

一 学歴

年 月 日	学 校 名、学 部 名	入 学、卒 業
-------------	-------------	---------

二 職歴

自 年 月 日 至 年 月 日	施 設 名	所 属	職 名	備 考
--------------------	-------	-----	-----	-----

三 解剖歴

施設名	その施設一年間の平均剖検数	自 年 月 日 至 年 月 日	剖 検 数	解剖の種類	指導者氏名
-----	---------------	--------------------	-------	-------	-------

はその他の施設の名称

- 二 右の施設において当該研究業務に従事した年数
- 三 右期間中に解剖又は解剖補助の業務に従事した死体件数
- 四 人体以外の解剖に関連ある研究業務に従事した者については

右各項に準ずる事項

右の通り相違ないことを証明する。

年月日

〇〇大学(病院) 〇〇教室(研究室) 主任 氏 名 ㊦

右証明する。

〇〇大学(病院) 長 氏 名 ㊦

第五号の二書式

履歴書

(ふりがな)

氏 名

現住所

年月日生

一 学歴

年 月 日	学 校 名、学 部 名	入 学、卒 業
-------------	-------------	---------

二 職歴

自 年 月 日 至 年 月 日	施 設 名	専門の科名	職 名	備 考
--------------------	-------	-------	-----	-----

三 解剖歴

施設名	その施設一年間の平均剖検数	自 年 月 日 至 年 月 日	自ら主として行つた剖検数	解剖の種類	解剖補助した件数	指導者氏名
-----	---------------	--------------------	--------------	-------	----------	-------

四 指導者の略歴

(注意)

1 二の職歴中「所属」とは、例えば解剖学講座、病理学講座、法医学講座、医療施設の病理部門等。
「備考」の欄には、非常勤の場合は、その勤務状況を記載すること。

(削る)

2 四の「指導者の略歴」には、大学教授、准教授である場合は、その旨、死体解剖資格認定を受けた者である場合は、その者の所属と認定番号を記載すること。

四 指導者の略歴

(注意)

1 二の職歴中「専門の科名」とは、医学又は歯学において専門として研究又は従事している科名、例えば病理、外科、内科等。
「備考」の欄には、非常勤の場合は、その勤務状況を記載すること。

2 三の解剖歴中「解剖の種類」には、局所解剖の場合は、その部位を記載すること。

3 四の「指導者の略歴」には、大学教授である場合は、その旨、死体解剖資格認定を受けた者である場合は、その番号を記載すればよい。

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。